

## 沖縄県公安委員会補佐室設置要綱の制定について

発出年月日：平成13年2月14日

文書番号：沖例規総1／務2／監1

公表範囲：全文

改正 平成25.03 沖例規務4

このたびの、公安委員会の管理機能の充実、苦情処理の規定新設、警察署協議会の設置等を内容とする警察法の一部改正に伴い、沖縄県公安委員会の事務の補佐体制を強化するため、別添の沖縄県公安委員会補佐室設置要綱を制定し、平成13年2月22日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

### 1 制定の理由

沖縄県公安委員会の秘書業務については、警務部総務課において行っているが、今回の警察法改正に伴い公安委員会の管理機能の充実と活性化を図るため、総務課に新たに公安委員会補佐室を設置することから本要綱を制定するものである。

### 2 制定の要点

- (1) 警務部総務課に沖縄県公安委員会補佐室を設置した。
- (2) 公安委員会補佐室の任務、構成及び運営について定めた。

別添

沖縄県公安委員会補佐室設置要綱

### 第1 設置

沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の管理機能の充実と活性化を図るため、警務部総務課に公安委員会補佐室を置く。

### 第2 任務

- 1 公安委員会への苦情申出の受理及び回答に関する事。
- 2 その他公安委員会が行う事務の補助に関する事。

### 第3 構成

- 1 公安委員会補佐室に室長を置き、警務部総務課調査官をもって充てる。
- 2 公安委員会補佐室の室員は、警務部総務課公安委員会係長及び警務部総務課公安委員会係員(同課秘書係を兼務する事務職員)をもって構成する。

### 第4 運営

- 1 室長は、公安委員会補佐室の事務を総括し、関係課との連絡調整及び必要な指導を行う。
- 2 室員は、関係課との連携に配慮しつつ、事務処理に当たる。

### 第5 庶務

公安委員会補佐室の庶務は、警務部総務課公安委員会係において処理する。

附 則(平成25年3月26日沖例規務第4号)